

令和8年度沖縄県任期付職員(文化芸術専門職)募集要項

1 募集(採用予定)人員及び任期等

- (1) 募集人員： 1名（主任又は主査級を予定）
- (2) 任期： 令和8年5月1日（予定）～令和10年3月31日まで
(地方公共団体の一般任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づく。)
- (3) 配属先： 文化観光スポーツ部文化振興課
- (4) 業務内容等：県の各種施策に専門的知見を反映させるとともに、関係機関との連携強化を図るため、次の業務を行う。
 - ア 沖縄県文化芸術振興計画（令和10～13年度）の策定に関すること
 - イ 公立大学法人沖縄県立芸術大学の中間目標、中期計画策定に関すること
 - ウ 公立大学法人沖縄県立芸術大学の交付金水準の算定に関すること
 - エ 文化芸術振興基金や宿泊税などを活用した事業の企画立案に関すること

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験資格を有します。

- (1) 公的機関で5年以上又は民間機関で7年以上のアートマネジメント業務（※1）の勤務経験を有する者
※1 アートマネジメント業務とは、文化芸術の作り手と受け手を繋ぐ役割を担う業務のことで、具体的には、公演や企画展などの企画・構成・制作、マーケティング・資金獲得、営業・渉外・広報発信等業務のこと。
- (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く)または大学院を卒業または修了した者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する次の事項に該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本の国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできないとする公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。また、採用にあたっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

3 応募受験の手続き

(1) 提出書類

- ア 履歴書（第2号様式）
- イ 実務経歴書（様式1）（これまでの活動歴及び特筆すべき業務経験について、A4用紙横書き各400字程度。日本語表記のものに限る。）
- ウ 卒業証明書（高等学校から最終学歴まで）
- エ 小論文「これまでのアートマネジメント活動歴を県での業務にどのように生かすか、今後の展望について」
※A4（用紙縦向き）、横書き、フォント14ポイント、一行あたり20字、1枚あたり20行とし、1,600字以上2,000字以内（5枚以内）。日本語表記のものに限る。

(2) 提出先

沖縄県総務部人事課
(〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話098-866-2090)

(3) 提出方法

応募に必要な書類を沖縄県総務部人事課（任期付職員担当）まで持参するか、郵送ください。（郵送の場合は、簡易書留とすること。）

(4) 受付期間 令和8年2月1日（日曜日）正午から同年2月20日（金曜日）午後5時まで ※必着とします。

4 選考査査実施内容

(1) 書類査査の内容

- ア 履歴書、実務経歴書、大学卒業証明書又は大学院修了証明書、活動歴、小論文について書類査査
- イ 面接査査（書類査査通過者のみ実施）

(2) 面接査査の日程及び場所

- ア 日程 令和8年3月初旬予定
- イ 場所 沖縄県本庁舎（沖縄県那覇市泉崎1-2-2）予定

5 選考結果の通知方法・時期

書類査査及び面接査査の結果をもとに最終採用候補者を決定し、令和8年3月下旬を目途に受験者あて選考部局より文書で通知します。

6 勤務条件等給与

(1) 紹介

初任給は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、採用者の経歴、その他を勘案の上決定されます。

大学卒業後の実務経験年数に応じた初任給は概ね次のとおりです。

5年の場合	25万円程度
10年の場合	28万円程度
20年の場合	36万円程度

(2) 勤務時間

原則として、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時まで休憩）となっています。また、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び6月23日（慰霊の日）は、休みとなります。

なお、時間外勤務を命じられることがあります。

また、在宅勤務は1月あたり5日間認められます。

(3) 休暇

年次休暇のほか、病気休暇、慶弔休暇、特別休暇（夏季休暇等）、介護休暇などがあります。

(4) 副業・兼業

副業・兼業については、規則等の範囲で認められる場合があります。

(5) 社会保険

地方職員共済組合の組合員となります。